

山梨県プール維持管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内（甲府市を除く。）におけるプールの施設基準等を定め、プールの施設及び水質等を管理させることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設けて多数人に水泳させる施設のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法134条に規定する各種学校の設置するプール以外のものをいう。

(届出等)

第3条 プール（貯水槽の容量が100m³以上のものに限る。以下、この条から第4条までにおいて同じ。）を設置しようとする者は、30日前までにプール設置届出書（第1号様式）を、当該プールの設置場所を所管区域とする保健所長（以下「所管保健所長」という。）に提出するものとする。

- 2 プールを経営する者（以下「経営者」という。）は、毎年（通年使用のプールにあっては、毎年1月1日を使用開始日とする。）使用しようとする日の10日前までに、プール使用開始届出書（第2号様式）を所管保健所長に提出するものとする。
- 3 プールを設置しようとする者若しくは設置した者（以下「設置者」という。）または経営者は、第1項または第2項の規定により届け出た事項のうち、構造設備の変更をしようとするときは30日前までに、また、届出者の住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、プールの名称若しくは別表第2に掲げる管理責任者若しくは衛生管理者を変更したときは、10日以内にプール変更届出書（第3号様式）を所管保健所長に提出するものとする。
- 4 経営者は、プールの経営をプール使用期間中に1ヶ月以上休止するとき、休止後再開するとき、または廃止するときは、当該日の10日前までにプール休止・再開・廃止届出書（第4号様式）を所管保健所長に提出するものとする。
- 5 保健所長は、第1項から第3項までの届出があった場合は、その届出に係るプールが第5条または第6条に定める基準に適合しているかどうかを事前に審査し、適合していないと認めるときは、設置者または経営者に当該プールを第5条または第6条に定める基準に適合させるように改善指導するものとする。

(立入指導等)

第4条 保健所長は、第3条第2項により届出のあったプールの立入指導を随時行い、当該プールが第5条から第7条までに定める基準（以下「基準」とい

う。)に適合しないと認めるときは、その旨を指示し、設置者または経営者に報告を求め、または当該プールを基準に適合させるように改善指導するものとする。

(施設基準)

第5条 プールの施設基準については、別表第1のとおりとする。

(維持管理基準)

第6条 プールの維持管理基準については、別表第2のとおりとする。

(水質基準)

第7条 プールの水質基準については、別表第3のとおりとする。

(プールの安全)

第8条 設置者または経営者は、プール利用者の安全確保のため、この要綱に定める基準以外に「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省及び国土交通省策定)に基づき、適切な管理運営を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に設置されているプールについては、この告示による改正後の山梨県プール維持管理指導要綱(以下「新告示」という。)第3条第1項の届出がなされているものとみなす。
- 3 前項において新告示第3条第1項の届出がなされないとみなされたプールについては、この告示による改正前の山梨県プール維持管理指導要綱別表第1の規定を適用する。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行時に既に設置されているプールについては、この要綱の第3条第1項の届出がなされているものとみなす。
- 3 別表第1の1の(6)のエの基準及び別表第2の3の(6)中の循環ろ過装置の出口の濁度の検査に係る規定については、平成15年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。また、遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイド及び通路

ア プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有するものとし、不浸透性材料を用いること。また、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

イ 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(3) 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。また、常に新規補給水量及び循環水量を把握できるよう専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備

排水口及び循環水の取入れ口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置する等、二重構造の安全策を施すこと。ただし、排（環）水口が多数あり、かつ一つの排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、一つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができるここと）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

なお、排水設備は、排水路を含め、周辺の生活環境に十分配慮した構造とすること。

(5) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素、二酸化塩素または塩素剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度）が均一となるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素などの消毒剤等が、安全に保管でき、危害を防止できる構造とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン発生装置は、オゾン注入位置がろ過器または活性炭吸着装置の前

にある方式のものを使用すること。

(6) 淨化設備

ア プールには、原則として消毒設備のほかに、循環ろ過式等の浄化設備を設けること。

イ 浄化設備は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも1時間当たり6分の1（夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間当たり4分の1）の処理能力を有し、遊泳者数のピーク時においても浄化の目的が達せられるよう十分な能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質を均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓または測定装置を設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ だ液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であってそのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) プールサイド等の区画区分

複数のプール本体が設置される等の理由により、多様な年齢層の利用及び多様な利用形態が見込まれる場合は、プールサイド、プール等は、利用形態に応じて事故防止のため安全に区画区分できる構造とすること。

(9) 適用除外

温泉水を原水として利用するプールで常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造であるものにあっては、(5)及び(6)の規定の全部または一部を適用しないことができる。

2 付帯設備

(1) 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とし、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(2) 洗浄設備

ア シャワー等の洗浄設備を設けること。

イ 洗浄設備は、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ通過式洗浄設備とする等利用者が効果的に洗浄できる構造とすること。また、容易に排水ができる構造とすること。

ウ シャワー水等洗浄設備で用いた水を、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

男女別に利用者数に応じ必要な数を設置すること。また、床は不浸透性材料を用い、水洗式の構造とし、専用の手洗いを設置すること。

- (4) うがい設備、洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー
飲用に適する水を十分に供給されるものを遊泳者の利用に便利な位置に必要な数だけ設置すること。
- (5) くずかご
適当な場所に必要な数を備えること。
- (6) 照明設備
屋内プールまたは夜間使用する屋外プールは、プール本体及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。
- (7) 換気設備
屋内プールは、空気中の二酸化炭素の含有率を0.1%以下に保つことができる能力を有する換気設備を設けること。
また、効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。
- (8) 消毒剤等資材保管管理設備
プールの維持管理に用いる、消毒剤や測定機器その他の資材を適切に保管管理するための施錠可能な設備を設けること。

3 その他の設備

- (1) 監視所
プールの水域全体が見渡せる位置に設け、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。
- (2) 休憩所
休憩所を設ける場合は、遊泳者とその他の利用者とを区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。
- (3) 採暖室及び採暖槽
プールに附帯して採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造とすること。
- (4) 遊戯設備等
遊戯設備等を設ける場合は、危険防止上適切な構造とすること。
- (5) 観覧席
観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。
- (6) 掲示設備
利用者心得、利用時間、料金、プールの見取り図等を記載するための掲示板を、入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

別表第2 維持管理基準

1 管理責任者及び衛生管理者

- (1) プールに、プールの安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。
- (2) プールに、プールの安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。
- (3) 衛生管理者は、プールの安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。
- (4) 管理責任者及び衛生管理者は、同一の者が兼ねても差し支えないこと。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び循環水量を常に把握すること。
- (3) プール水の温度は、原則として22℃以上とすることとし、プール内で均一になるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業または夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- (5) (4)の水質検査の結果が、別表第3の1の基準に適合しない場合には、以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌または総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度

が 0.4 mg/L を下回った場合には、イの措置を講ずること。また、 0.4 mg/L 以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「 0.4 mg/L 」を「 0.1 mg/L 」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が 0.4 mg/L を超えたときまたは亜塩素酸濃度が、 1.2 mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(6) プール水の水質検査の採水は、長方形のプールにあってはプールの対角線上の3箇所以上の水面下 20 cm の地点及び循環ろ過装置の取入口において行い、長方形以外のプールにあっては長方形のプールに準じ、形状に応じて適切な地点を選んで行うこと。

3 プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理

- (1) プール設備、付帯設備及びその他の設備は、常に清潔で、かつ、使用に適する状態に維持すること。
- (2) 入替え式プールは、少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替えること。なお、利用の状況によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水するときは、汚染物を換水後のプールに移行させないように清掃するとともに、藻の発生防止に努めること。
- (3) 期間を定めて使用するプールにあっては、使用する期間の開始前及び終了後、清掃、点検及び整備を行い、年間を通じて使用するプールにあっては、隨時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。
- (4) プールサイド、更衣室、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随时点検を行うこと。
- (5) プールの排水口及び循環水の取り入れ口の格子鉄蓋や金網が正常な位置にあり、欠損・変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形等がないこと等を確認すること。
- (6) 凈化設備は、原則として1日中運転し、ろ材の洗浄または交換を隨時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

- (7) プール水の循環系統は隨時清掃し、常に清浄を保つこと。また、常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

- (8) シャワー水等に用いる洗浄水は、できるだけ適温とする措置を講ずること。
- (9) プール水、シャワー水等の排水は、環境保全に十分配慮して行うこと。
- (10) 屋内プールにおける空気中の二酸化炭素の含有率は、0.15%を超えないこと。また、少なくとも2月に1回は、定期的に測定を行うこと。
- (11) 消毒剤、遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等について十分留意すること。
- (12) プールの利用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人及び動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- (13) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）を参考とし、適切に管理すること。その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法またはろ過濃縮法のいずれかによること。

4 遊泳者の管理

- (1) プールの水域をもれなく監視することができる相当な数の監視員及び応急救護を行うことができる救護員を適当な位置に配置しておくこと。なお、監視員は、救護員を兼ねることができる。また、監視員は、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。
- (2) 感染性の疾病にかかっていると明らかに認められる者、泥酔者、単独で遊泳が困難な者で付添人のない者及び他の遊泳者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者は、遊泳をさせないこと。
- (3) 遊泳前に、シャワー等による身体の洗浄を徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (4) だ液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水にだ液やたんをできるだけ吐かせないこと。
- (5) 他の遊泳者に危険を及ぼし、またはプールを汚染するおそれのあるもの（動物を含む。）をプール及びプールサイドに持ち込ませないこと。
- (6) 遊泳者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。
- (7) 利用者心得、利用時間、料金、プールの見取り図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。

5 その他

- (1) プール管理日誌（第5号様式）を作成し、利用時間、気温または室温、水

温、水質検査結果、遊泳者数、新規補給水量、循環水量、設備の点検及び整備の状況、事故の状況等を記録し、3年間保存しておくこと。

- (2) プールに起因する事故、疾病等が発生したときは、直ちに所管保健所長に報告すること。
- (3) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても衛生的に管理すること。
- (4) 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。

別表第3 水質基準

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH値が5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、1.2mg/L以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下が望ましいこと。ただし、塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては、プール水の二酸化塩素濃度は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下とし、プール水の亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。
- (5) 大腸菌は、検出されないこと。
- (6) 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- (7) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）またはこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）またはこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

3 その他

- (1) 温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清潔度が保つことができる場合には、この表の1の(4)に定める基準を適用しないことができる。
- (2) 原水である温泉水の性状によっては、この表の1の(1)から(4)まで、(6)及び(7)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えない。